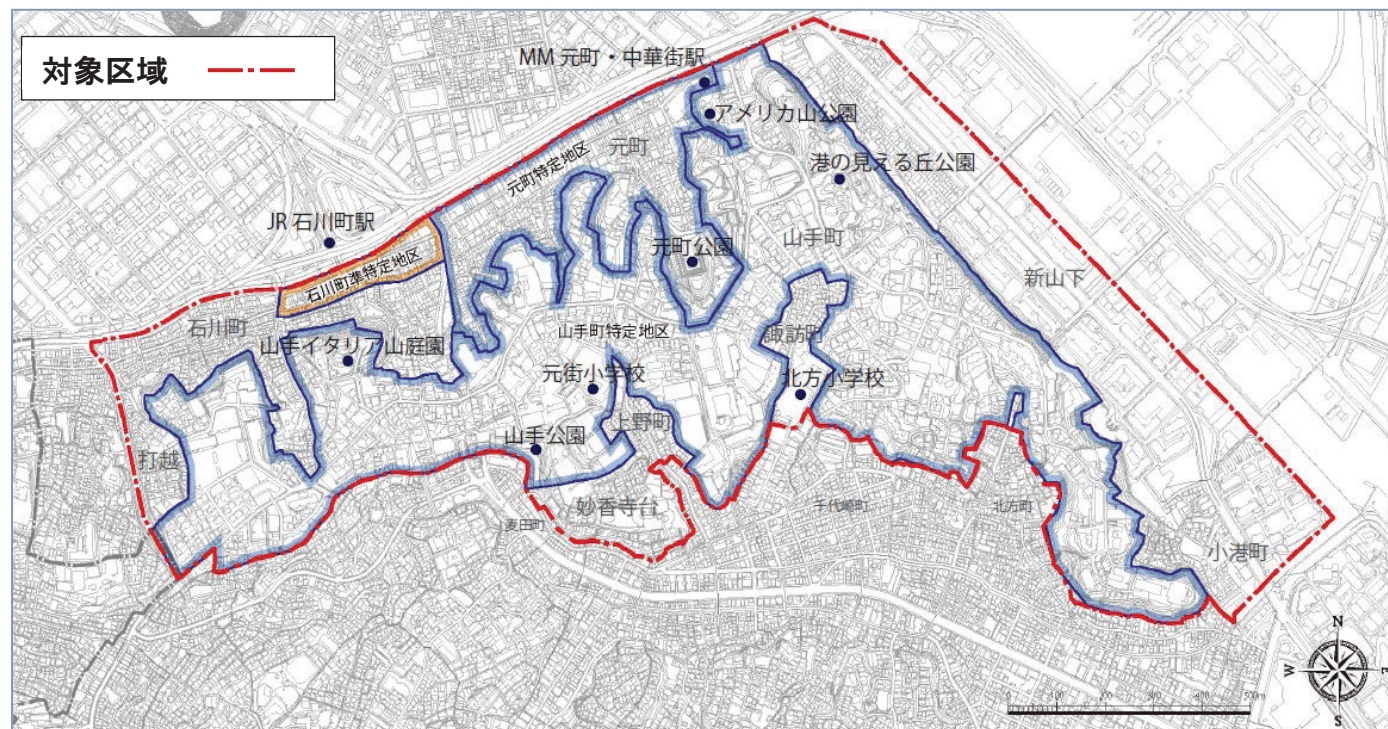


山手地区の景観計画・都市景観協議地区

◆対象区域

対象区域内で所定の行為を行う場合は、景観計画の届出と都市景観協議が必要です。



◆ホームページ

山手地区の景観計画と都市景観協議地区の内容と手続きについてホームページで公表しています。
届出・申請書類の様式もこちらのページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/kannaikangai/yamate/yamatekeikan2.html>

山手地区の景観計画・都市景観協議地区

山手地区の景観計画と都市景観協議地区について解説したガイドラインをホームページで公表しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/kannaikangai/yamate/yamatekeikan.html>

山手地区都市景観形成ガイドライン

お問い合わせ先 : 横浜市都市整備局都心再生課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 29 階
電話 : 045-671-2673 ファクス : 045-664-3551

景観計画（景観法）

◆景観計画の制限概要

良好な景観形成のため、次の行為の制限を定めています。

- ① 建築物及び工作物の形態意匠：眺望景観の確保、色彩、街並み形成
- ② 樹木・緑地の保全：既存樹木の保全、斜面緑地の保全
- ③ 最高高さ：建築物の最高高さを規定
- ④ 壁面の位置の指定：建築物の壁面後退位置を規定
- ⑤ 屋外広告物等：眺望景観の確保、屋外広告物の表示等の制限等

詳しくは「横浜市景観計画第3編第4章」でご確認ください。

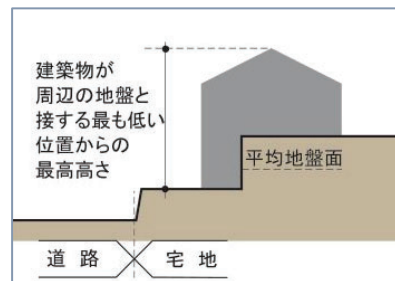
◆景観計画の制限のイメージ



既存樹木の保存



グラブ積擁壁の利活用



建築物の最高高さ

◆景観計画の届出対象行為

次の行為を行う場合は、工事着手の31日前までに横浜市への届出が必要です。

- ① 建築物の新築、増築、改築、移転（外観変更を伴わない増築、改築を除く）
- ② 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
- ③ 工作物^{※1}の新設、増築、改築、移転（外観変更を伴わない改築を除く）
- ④ 工作物^{※1}の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
- ⑤ 樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採

※1 工作物

ア 門、塀、垣、柵、フェンスその他これらに類するもの
イ 擁壁、護岸、岸壁その他これらに類するもの
ウ 駐車場及び駐輪場
エ 駐車場又は駐輪場に附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの
オ ごみ容器及びごみ集積設備
カ 自動販売機その他これに類するもの
キ 電話ボックスその他これに類するもの
ク ベンチその他これに類するもの
ケ デッキその他これに類するもの
コ 案内標識その他これに類するもの
サ 郵便差出箱
シ 舗装(車道における舗装を除く。)、植栽ますその他これらに類するもの
ス 電気通信設備、電気工作物及び無線設備

セ 電気供給のための電線の支持物その他これに類するもの
ソ 換気塔、冷却塔その他これらに類するもの
タ 煙突、高架水槽その他これらに類するもの
チ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
ツ 鉄塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
テ 橋梁りょう、横断歩道橋、跨り線橋その他これらに類するもの
ト コースターその他これに類する高架の遊戯施設及び観覧車その他これに類する回転運動をする遊戯施設
ナ 製造施設、貯蔵施設その他これらに類するもの
ニ 高架鉄道及び高架道路
ヌ 緊急離着陸場及び緊急救助用スペース
ネ 風車

都市景観協議地区（景観条例）

◆都市景観協議地区の行為指針の概要

魅力ある都市景観の創造ため、次の行為指針を定めています。

山手地区全域の行為指針

① 眺望景観の確保に関する事項

ア 「眺望の視点場^{※1}」からの眺望の魅力を高めるよう、建築物などの壁面の向きや幅、形態、色彩などのデザインを工夫する。

イ 「眺望の視点場^{※1}」からの眺望景観を阻害しないよう、工作物は高さやデザインを工夫する。

② 色彩に関する事項

建築物などの色彩は、周囲の緑豊かな環境や景観と調和した落ち着いた色彩とする。

③ 屋外広告物に関する事項

ア 屋外広告物は、「眺望の視点場^{※1}」に向かって設置せず、山手の丘からの眺望に十分配慮する。

イ 魅力的な街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。

※1 都市景観協議地区図3に示す眺望の視点場。

「山手町特定地区」、「元町特定地区」、「石川町準特定地区」については、地区別の行為指針を定めています。詳しくは「山手地区都市景観協議地区」でご確認ください。

◆都市景観協議地区の都市景観形成行為

次の行為を行う場合は、設計の早い段階で（着手前まで）、横浜市との協議が必要です。

① 建築物の新築、増築、改築、移転^{※1}

② 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更

③ 土地に定着する工作物^{※2}又は建築物に定着する工作物^{※2}の新設、増築、改築、移転（外観変更を伴わない改築は除く）

④ 土地に定着する工作物^{※2}又は建築物に定着する工作物^{※2}で、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更

⑤ 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置^{※3}

◆都市景観協議地区の特定都市景観形成行為

次の行為を行う場合は、横浜市都市美対策審議会の意見を聞いて協議を進めます。^{※4}

① 山手町特定地区において、主要道路^{※5}に面する敷地内の建築物で、建築面積が400㎡を超える建築物の新築、増築、改築、移転^{※1}

② 都市景観協議地区内の建築物で、建築面積が1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築、移転^{※1}

※1 外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。

※2 鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。

※3 催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。

※4 一戸建ての住宅について除外規定あり。 ※5 都市景観協議地区図2に示す主要道路。

手続きについて

◆景観計画の届出

- ① 工事着手の**31日前**までに届出を行ってください。(届出のあった日から30日を経過しなければ工事に着手できません。)
- ② 「景観計画の区域内における行為の届出書」及び添付図書を**2部**(正・副)提出してください。「景観計画の区域内における行為の届出書」はホームページからダウンロードできます。添付図書は下記のとおりです。(木竹の伐採の場合の添付図書はホームページでご確認ください。)

| | 図書名 | 図書に明示する内容 | 縮尺 |
|---|-----------|------------------------|----------|
| 1 | 位置図 | 敷地位置・周辺状況 | 1/2500以上 |
| 2 | 現況写真 | 当該敷地・周辺状況 | — |
| 3 | 配置図 | 敷地内の行為の位置 | 1/100以上 |
| 4 | 立面図 | 二面以上、彩色(マンセル表色系の数値も記載) | 1/50以上 |
| 5 | フォトモンタージュ | 定めた地点から対象を見たCG | — |

※平面図その他市長が必要と認める図書について別途提出をお願いする場合があります。

※行為の種類や規模により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。

- ③ 「景観計画チェックリスト」を**1部**提出してください。「景観計画チェックリスト」はホームページからダウンロードできます。
- ④ 工事の完了前に届出内容を変更する場合は、変更に係る部分の着手の31日前までに変更の届出を行ってください。

◆都市景観協議の申出

- ① 設計の早期段階で協議の申出を行ってください。(都市景観協議を終了した後でなければ工事に着手することはできません。)
- ② 「都市景観協議申出書」及び添付図書を**3部**(正・副・閲覧用)提出してください。「都市景観協議申出書」はホームページからダウンロードできます。添付図書は下記のとおりです。

| | 図書名 | 図書に明示する内容 | 縮尺 |
|---|------|-------------------------------|----------|
| 1 | 位置図 | 敷地位置・周辺状況 | 1/2500以上 |
| 2 | 現況写真 | 当該敷地・周辺状況 | — |
| 3 | 配置図 | 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の配置・整備方針 | 1/100以上 |
| 4 | 立面図 | 二面以上、彩色 | 1/50以上 |

※平面図その他市長が必要と認める図書について別途提出をお願いする場合があります。

※行為の種類や規模により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。

- ③ 工事の完了前に協議内容を変更する場合は、あらかじめ変更の協議が必要となります。(変更の協議を終了した後でなければ変更部分の工事に着手することはできません。)